

○広島大学東広島キャンパス体育施設使用細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学東広島キャンパス体育施設規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 20 号)第 5 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス体育施設(以下「体育施設」という。)の適正かつ円滑な使用を図るため、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる日及び時間)

第 2 条 体育施設を使用できる日及び時間は、正課体育授業に使用する場合を除き、次に掲げるとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日は、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間以外の日とする。
ただし、屋外プールについては、5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。
- (2) 使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。

体育施設の名称	使用できる時間	
東体育館	午前 9 時から午後 9 時まで	
西体育館		
北体育館		
アーチェリー場		
弓道場・相撲場・自動車部車庫		
南グラウンド		
北グラウンド		
陸上競技場		
厩舎		
第 3 テニスコート		
第 5 テニスコート		
屋外プール		午前 9 時から日没まで
西グラウンド		
野球場		
馬場		
第 1 テニスコート		
第 4 テニスコート		

(使用の手続及び許可)

第3条 体育施設を使用しようとする者は、使用する日の3日前までに広島大学東広島キャンパス体育施設使用願を学長に提出し、その使用の許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第4条 前条の使用の許可を受けて体育施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用を中止しようとするときは、遅滞なく学長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 体育施設を使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用の許可を受けた時間を厳守すること。
- (4) それぞれの体育施設の使用に適した服装とし、専用の用具を使用すること。
- (5) 東体育館、西体育館、北体育館、弓道場及び屋外プールには、土足で入らないこと。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) 指定の場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (8) 指定の場所以外の場所に掲示及びはり紙をしないこと。
- (9) 使用の許可を得ていない場所及び備品を使用しないこと。
- (10) 体育施設の施設、設備又は備品を破損した場合は、速やかに職員に連絡し、その指示に従うこと。
- (11) 体育施設を使用後は、清掃するとともに備品を整理・整頓し、消灯及び戸締まりを行うこと。
- (12) その他職員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第6条 学長は、使用者が前条に規定する遵守事項に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 学長は、前項に定めるもののほか、業務上必要と認めるときは、体育施設の全部又は一部の使用許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第7条 使用者は、故意又は重大な過失により体育施設の施設、設備又は備品に滅失、き損等の損害を与えたときは、その原状を回復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。